

令和3年3月24日

境港市教育委員会議案（定例会）

目 次

【議決事項】

議案第 3 号	境港市渡公民館長の任命について	1
議案第 4 号	境港市外江公民館長の任命について	3
議案第 5 号	境港市境公民館長の任命について	4
議案第 6 号	境港市上道公民館長の任命について	5
議案第 7 号	境港市余子公民館長の任命について	6
議案第 8 号	境港市中浜公民館長の任命について	7
議案第 9 号	境港市誠道公民館長の任命について	8
議案第 10 号	境港市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について	9
議案第 11 号	境港市第一中学校区学校運営協議会委員の任命について	12
議案第 12 号	境港市第二中学校区学校運営協議会委員の任命について	15
議案第 13 号	境港市第三中学校区学校運営協議会委員の任命について	18
議案第 14 号	境港市共同学校事務室室長・室長補佐及び職員の任命について	21
議案第 15 号	境港市学校教職員の研修について	24
議案第 16 号	境港市民交流センター条例施行規則の制定について	27
議案第 17 号	境港市公民館運営審議会委員の委嘱について	44

【協議事項】

3月定例市議会教育委員会関係質問答弁について

【報告事項】

教育総務課	47
生涯学習課	48
図書館	49

令和2年度3月補正予算について

境港市民交流センター条例について

第二中学校区学校運営協議会設置要綱について

市民図書館の応援団について

議案第3号

境港市渡公民館長の任命について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第28条の規定により、次の者を境港市渡公民館長に任命する。

令和3年3月24日 提出

境港市教育委員会

記

境港市渡町
早川輝彦

令和3年4月1日付発令

主 な 内 容

1 公民館長の任命

公民館長を任命する。

※渡、外江、境、上道、余子、中浜地区は再任。誠道地区は新任

2 任期

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 根拠法令

社会教育法（抜粋）

（公民館の職員）

第27条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第28条 市町村の設置する公民館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会が任命する。

（以 下 省 略）

議案第4号

境港市外江公民館長の任命について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第28条の規定により、次の者を境港市外江公民館長に任命する。

令和3年3月24日 提出

境港市教育委員会

記

境港市外江町
松浦友三

令和3年4月1日付発令

議案第5号

境港市境公民館長の任命について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第28条の規定により、次の者を境港市境公民館長に任命する。

令和3年3月24日 提出

境港市教育委員会

記

境港市馬場崎町
植 田 建 造

令和3年4月1日付発令

議案第6号

境港市上道公民館長の任命について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第28条の規定により、次の者を境港市上道公民館長に任命する。

令和 3 年 3 月 2 4 日 提出

境港市教育委員会

記

境港市馬上道町
清 水 厚 志

令和3年4月1日付発令

議案第7号

境港市余子公民館長の任命について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第28条の規定により、次の者を境港市余子公民館長に任命する。

令和3年3月24日 提出

境港市教育委員会

記

境港市高松町
阿部 泰典

令和3年4月1日付発令

議案第8号

境港市中浜公民館長の任命について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第28条の規定により、次の者を境港市中浜公民館長に任命する。

令和3年3月24日 提出

境港市教育委員会

記

境港市三軒屋町
松本 隆

令和3年4月1日付発令

議案第9号

境港市誠道公民館長の任命について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第28条の規定により、次の者を境港市誠道公民館長に任命する。

令和3年3月24日 提出

境港市教育委員会

記

境港市誠道町
神 崎 敏 雄

令和3年4月1日付発令

議案第10号

境港市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定により、別紙のとおり委嘱する。

令和3年3月24日 提出

境港市教育委員会

学 校 医 等 名 簿

令和3年4月1日 現在

学 校 名	種 目	氏 名	医 療 機 関 名	新・継
渡 小 学 校	学 校 医	角田 郁代	つのだ内科・循環器内科クリニック	継
	眼 科 医	濱橋 孝寿	はまはし眼科医院	継
	耳鼻咽喉科医	立川 拓也	たちかわ耳鼻咽喉科	継
	歯 科 医	永瀬 聡	ながせ歯科	継
	薬 剤 師	福井 優介	オレンジ薬局	継
外 江 小 学 校	学 校 医	細田 淑人	竜ヶ山こどもファミリークリニック	継
	眼 科 医	濱本 順次	浜本眼科クリニック	継
	耳鼻咽喉科医	立川 拓也	たちかわ耳鼻咽喉科	継
	歯 科 医	植村 幸雄	ひまわり歯科医院	継
	薬 剤 師	増谷 美喜子	増谷薬局	継
境 小 学 校	学 校 医	土江 秀明	つちえ内科・小児科クリニック	継
	眼 科 医	小森 樹夫	小森眼科クリニック	継
	耳鼻咽喉科医	立川 拓也	たちかわ耳鼻咽喉科	継
	歯 科 医	小徳 賢司	小徳歯科クリニック	継
	薬 剤 師	増谷 美喜子	増谷薬局	継
上 道 小 学 校	学 校 医	細田 淑人	竜ヶ山こどもファミリークリニック	新
	眼 科 医	濱本 順次	浜本眼科クリニック	継
	耳鼻咽喉科医	立川 拓也	たちかわ耳鼻咽喉科	継
	歯 科 医	森脇 祥博	森脇歯科医院	継
	薬 剤 師	大山 亮	増谷薬局	継
余 子 小 学 校	学 校 医	細田 淑人	竜ヶ山こどもファミリークリニック	新
	眼 科 医	濱橋 孝寿	はまはし眼科医院	継
	耳鼻咽喉科医	立川 拓也	たちかわ耳鼻咽喉科	継
	歯 科 医	足立 守	足立守歯科	継
	薬 剤 師	佐藤 学	境中央薬局	継
中 浜 小 学 校	学 校 医	土江 秀明	つちえ内科・小児科クリニック	継
	眼 科 医	濱本 順次	浜本眼科クリニック	継
	耳鼻咽喉科医	立川 拓也	たちかわ耳鼻咽喉科	継
	歯 科 医	木村 清	木村歯科医院	継
	薬 剤 師	永井 勝正	ナガイ薬局	継
第 一 中 学 校	学 校 医	細田 淑人	竜ヶ山こどもファミリークリニック	継
	眼 科 医	小森 樹夫	小森眼科クリニック	継
	耳鼻咽喉科医	山本 祐子	米子医療センター	継
	歯 科 医	足立 融	あい・あだちデンタルクリニック	継
	薬 剤 師	増谷 美喜子	増谷薬局	継
第 二 中 学 校	学 校 医	角田 郁代	つのだ内科・循環器内科クリニック	新
	眼 科 医	濱本 順次	浜本眼科クリニック	継
	耳鼻咽喉科医	山本 祐子	米子医療センター	継
	歯 科 医	酒井 博淳	さかい歯科クリニック	継
	薬 剤 師	山下 恵子	たけのうち薬局	継
第 三 中 学 校	学 校 医	來間 美帆	市場医院	継
	眼 科 医	濱橋 孝寿	はまはし眼科医院	継
	耳鼻咽喉科医	山本 祐子	米子医療センター	継
	歯 科 医	倉元 健志	倉元歯科クリニック	継
	薬 剤 師	永井 勝正	ナガイ薬局	継

主 な 内 容

1 学校医に退任者が出たため、新たに配置を見直して任命する。

(参考)

学 校 医 の 異 動

学校名	種 目	氏 名	医 療 機 関 名	異動内容
上道小学校 余子小学校	学 校 医	岡空 輝夫	岡空小児科医院	退 任 (令和3年3月31日付)
上道小学校 余子小学校	学 校 医	細田 淑人	竜ヶ山こどもファミリークリニック	委 嘱 (令和3年4月1日付)
第二中学校	学 校 医	細田 淑人	竜ヶ山こどもファミリークリニック	退 任 (令和3年3月31日付)
第二中学校	学 校 医	角田 郁代	つのだ内科・循環器内科クリニック	委 嘱 (令和3年4月1日付)

2 任期

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 根拠法令

学校保健安全法（抜粋）

（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師）

第23条 学校には、学校医を置くものとする。

2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。

4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

(以 下 省 略)

境港市立小・中学校管理規則（抜粋）

（学校医・学校歯科医及び学校薬剤師）

第26条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、教育委員会が委嘱する。

(以 下 省 略)

境港市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に係る事務等取扱要綱

（任期）

第4条 学校医等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

議案第 11 号

境港市第一中学校区学校運営協議会委員の任命について

境港市学校運営協議会設置等に関する規則（平成 31 年教育委員会規則第 2 号）第 8 条の規定により、別紙のとおり任命する。

令和 3 年 3 月 24 日 提出

境港市教育委員会

別紙

令和3年度第一中学校区学校運営協議会委員

No	氏名	所属等	備考
1	森田泰弘	学校の校長（第一中学校）	新規
2	内田綾子	学校の校長（上道小学校）	新規
3	築谷直人	学校の校長（境小学校）	新規
4	梅谷俊一	児童生徒の保護者（第一中学校）	新規
5	善波満	児童生徒の保護者（第一中学校）	新規
6	池淵直樹	児童生徒の保護者（上道小学校）	新規
7	久坂佳子	児童生徒の保護者（上道小学校）	新規
8	角本豪	児童生徒の保護者（境小学校）	新規
9	野々村崇	児童生徒の保護者（境小学校）	新規
10	清水厚志	地域住民（上道地区）	新規
11	岩本和貴	地域住民（上道地区）	新規
12	植田建造	地域住民（境地区）	新規
13	木村光哉	地域住民（境地区）	新規
14	中田耕治	学識経験者	新規
15	渡部万里子	学識経験者	新規
16	池淵美津子	学識経験者	新規
17	徳永哲郎	地域学校コーディネーター	新規
18	大里守	学校の教職員（第一中学校）	新規
19	延田充紀	学校の教職員（上道小学校）	新規
20	渡瀬慎太郎	学校の教職員（境小学校）	新規

任期：平成3年4月1日から令和5年3月31日まで

主 な 内 容

1 境港市第一中学校区学校運営協議会委員の任命
任期満了に伴い新たに委員を任命する。

2 任期

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

3 根拠法令

境港市学校運営協議会設置等に関する規則（抜粋）
（委員の任命）

第8条 協議会の委員は、20人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから校長の推薦により教育委員会が任命する。

(1) 対象学校に在籍する児童生徒の保護者

(2) 対象学校の所在する地域住民

(3) 対象学校の校長

(4) 対象学校の教職員

(5) 対象学校の地域学校コーディネーター(地域学校協働活動推進員)

(6) 学識経験者

(7) 関係行政機関の職員

(8) その他、教育委員会が適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、委員の一部については、これを公募することができる。

3 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。

4 委員は特別職の地方公務員としての身分を有する。

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(以下省略)

境港市第一中学校区学校運営協議会設置要綱（抜粋）

（委員）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから任命された委員をもって構成し、委員の総数は20人以内とする。

(1) 各学校に在籍する児童生徒の保護者

(2) 各学校の所在する地域住民

(3) 各学校の校長

(4) 各学校の教職員

(5) 各学校の地域学校コーディネーター(地域学校協働活動推進員)

(6) 学識経験者

(7) 関係行政機関の職員

(8) その他、教育委員会が適当と認める者

(以下省略)

議案第12号

境港市第二中学校区学校運営協議会委員の任命について

境港市学校運営協議会設置等に関する規則（平成31年教育委員会規則第2号）第8条の規定により、別紙のとおり任命する。

令和3年3月24日 提出

境港市教育委員会

別紙

令和3年度第二中学校区学校運営協議会委員

No	氏名	所属等	備考
1	山本 淳一	学校の校長（第二中学校）	新規
2	湯尾 毅	学校の校長（中浜小学校）	新規
3	中村 将人	学校の校長（余子小学校）	新規
4	新和 賢	児童生徒の保護者（第二中学校）	新規
5	江口 愛子	児童生徒の保護者（第二中学校）	新規
6	米村 正之	児童生徒の保護者（中浜小学校）	新規
7	道田 さおり	児童生徒の保護者（中浜小学校）	新規
8	木村 健一	児童生徒の保護者（余子小学校）	新規
9	屋敷 真由美	児童生徒の保護者（余子小学校）	新規
10	松本 隆	地域住民（中浜地区）	新規
11	木村 幹夫	地域住民（中浜地区）	新規
12	足立 勝美	地域住民（中浜地区）	新規
13	阿部 泰典	地域住民（余子地区）	新規
14	伊佐 治敏	地域住民（余子地区）	新規
15	神崎 敏雄	地域住民（誠道地区）	新規
16	足穂 豊	学識経験者	新規
17	金津 唯可	地域学校コーディネーター	新規
18	熊谷 佐登美	学校の教職員（第二中学校）	新規
19	上田 志保美	学校の教職員（中浜小学校）	新規
20	河本 将克	学校の教職員（余子小学校）	新規

任期：平成3年4月1日から令和5年3月31日まで

主 な 内 容

- 1 境港市第二中学校区学校運営協議会委員の任命
境港市学校運営協議会設置等に関する規則に基づき新たに委員を委嘱する。
- 2 任期
令和3年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 根拠法令
境港市学校運営協議会設置等に関する規則（抜粋）
（委員の任命）

第8条 協議会の委員は、20人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから校長の推薦により教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校に在籍する児童生徒の保護者
- (2) 対象学校の所在する地域住民
- (3) 対象学校の校長
- (4) 対象学校の教職員
- (5) 対象学校の地域学校コーディネーター(地域学校協働活動推進員)
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他、教育委員会が適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、委員の一部については、これを公募することができる。

3 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。

4 委員は特別職の地方公務員としての身分を有する。

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(以下省略)

境港市第二中学校区学校運営協議会設置要綱（抜粋）

(委員)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから任命された委員をもって構成し、委員の総数は20人以内とする。

- (1) 各学校に在籍する児童生徒の保護者
- (2) 各学校の所在する地域住民
- (3) 各学校の校長
- (4) 各学校の教職員
- (5) 各学校の地域学校コーディネーター(地域学校協働活動推進員)
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他、教育委員会が適当と認める者

(以下省略)

議案第13号

境港市第三中学校区学校運営協議会委員の任命について

境港市学校運営協議会設置等に関する規則（平成31年教育委員会規則第2号）第8条の規定により、別紙のとおり任命する。

令和3年3月24日 提出

境港市教育委員会

別紙

令和3年度第三中学校区学校運営協議会委員

No	氏名	所属等	備考
1	渡部 雅之	学校の校長（第三中学校）	継続
2	植田 伸一	学校の校長（渡小学校）	継続
3	松尾 忠光	学校の校長（外江小学校）	新規
4	木下 晴夫	児童生徒の保護者（第三中学校）	継続
5	渡邊 冬樹	児童生徒の保護者（渡小学校）	継続
6	山口 めぐみ	児童生徒の保護者（渡小学校）	継続
7	藤井 慶一	児童生徒の保護者（外江小学校）	継続
8	藤原 誠	児童生徒の保護者（外江小学校）	継続
9	早川 輝彦	地域住民（渡地区）	継続
10	水落 篤	地域住民（渡地区）	新規
11	松本 紀和子	地域住民（渡地区）	継続
12	松浦 友三	地域住民（外江地区）	継続
13	三好 伸作	地域住民（外江地区）	継続
14	松本 晶彦	地域住民（外江地区）	新規
15	十河 淳	学識経験者	新規
16	渡辺 正子	学識経験者	継続
17	高梨 典子	地域学校コーディネーター	継続
18	高濱 禎彦	学校の教職員（第三中学校）	継続
19	森野 謙	学校の教職員（渡小学校）	新規
20	岡田 友志郎	学校の教職員（外江小学校）	新規

新規者の任期：平成3年4月1日から令和4年3月31日まで

継続者の任期：平成2年4月1日から令和4年3月31日まで

主 な 内 容

- 1 境港市第三中学校区学校運営協議会委員の任命
学校教職員等の異動に伴い新たに委員を委嘱する。
- 2 任期
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 根拠法令
境港市学校運営協議会設置等に関する規則（抜粋）
（委員の任命）

第8条 協議会の委員は、20人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから校長の推薦により教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校に在籍する児童生徒の保護者
- (2) 対象学校の所在する地域住民
- (3) 対象学校の校長
- (4) 対象学校の教職員
- (5) 対象学校の地域学校コーディネーター(地域学校協働活動推進員)
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他、教育委員会が適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、委員の一部については、これを公募することができる。

3 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。

4 委員は特別職の地方公務員としての身分を有する。

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(以下省略)

境港市第三中学校区学校運営協議会設置要綱（抜粋）

(委員)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから任命された委員をもって構成し、委員の総数は20人以内とする。

- (1) 各学校に在籍する児童生徒の保護者
- (2) 各学校の所在する地域住民
- (3) 各学校の校長
- (4) 各学校の教職員
- (5) 各学校の地域学校コーディネーター(地域学校協働活動推進員)
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他、教育委員会が適当と認める者

(以下省略)

議案第14号

境港市共同学校事務室室長・室長補佐及び職員の任命について

境港市立小・中学校管理規則（平成12年教育委員会規則第3号）第58条の規定により、別紙のとおり任命する。

令和3年3月24日 提出

境港市教育委員会

境港市共同学校事務室 室長、室長補佐、その他職員の任命について

・室長

第一中学校 事務主幹 坪倉 有美子

・室長補佐

渡小学校 事務主幹 由永 利恵

余子小学校 事務主幹 荒木 美和

・室員

第三中学校 事務副主幹 大畑 舞子

境小学校 事務副主幹 渡邊 京子

第二中学校 事務主事 斉木 成文

外江小学校 事務主事 角 冬樹

上道小学校 事務主事 見山 公一

中浜小学校 事務主事 松村 美幸

第一中学校 事務職員 森田 桂子

渡小学校 事務職員 片山 昌子

余子小学校 事務主事 明里 花

主 な 内 容

- 1 境港市共同学校事務室室長・室長補佐及び職員の任命
令和3年度から実施される境港市共同学校事務室の室長、室長補佐及び職員(室員)を任命する
- 2 任期
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 根拠法令
境港市立小・中学校管理規則(抜粋)
(共同学校事務室)
第58条 教育委員会は、校務運営への参画を行い、学校機能を強化し、境港市学校教育の充実を図るため、共同学校事務室を置くことができる。
 - 2 共同学校事務室に、室長、室長補佐及び所要の職員を置く。
 - 3 共同学校事務室の室長は、共同学校事務室の事務を総括し、室務をつかさどる。
 - 4 共同学校事務室の室長補佐は、共同学校事務室の連絡調整及び指導、助言に当たる。
 - 5 共同学校事務室の室長、室長補佐及び職員は、事務職員の中から教育委員会が任命する。(以下省略)

議案第15号

令和3年度学校教職員の研修について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条の規定により、学校教職員の研修方針を別添のとおり定める。

令和3年3月24日 提出

境港市教育委員会

令和3年度 境港市教育委員会主催の教職員研修会年間スケジュール

講師	1年	1～10年	10～20年	20～30年	30～年	管理職	養護教諭	事務職員	市職員
4月									
5月									
6月									
・第1回講師研修会 ・教員養成セミナー									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
1月									
・第2回講師研修会									
2月									
3月									

職員研修は任命権者が行う(地公法39)。	県費負担教職員の研修は、市町村教委も行うことができる。市町村教委は都道府県教委が行う研修に協力しなければならない(地教行法45)。
----------------------	---

県費負担教職員の研修について

主 な 内 容

1 学校教職員の研修方針の決定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第8号の規定により、校長、教員その他の教育関係職員の令和3年度における研修方針を定める。

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の職務権限）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

（ 中 略 ）

（8）校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。

（以 下 省 略）

議案第16号

境港市民交流センター条例施行規則の制定について

境港市民交流センター条例施行規則を別紙のとおり制定する。

令和3年3月24日

境港市教育委員会教育長 松本 敏浩

境港市民交流センター条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、境港市民交流センター条例（令和3年境港市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第8条の規定による使用の許可を受けようとする者（以下「使用許可申請者」という。）は、使用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請は、教育委員会が特に必要があると認める場合を除き、使用期日の1年前の日が属する月の初日以降に受け付けるものとする。

(使用の許可)

第3条 教育委員会は、条例第8条で規定する市民ホール等の使用を許可したときは、使用許可書（様式第2号）を使用許可申請者に交付するものとする。

(許可の順位)

第4条 使用許可の順位は、使用許可申請書を受理した順序による。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、この限りではない。

(使用の変更許可)

第5条 条例第8条の規定により、使用者が許可を受けた事項を変更し、又は取り消そうとするときは、使用変更許可申請書（様式第3号）に使用許可書を添えて教育委員会に提出し、使用変更許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、使用変更を許可したときは、使用変更許可書（様式第4号）を使用者に交付するものとする。

(許可の取消し等)

第6条 教育委員会が、条例第11条の規定により許可を与えた事項を取り消すときは、使用許可取消通知書（様式第5号）により市民ホール等の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に通知するものとする。

(付属設備等の使用料)

第7条 条例第3条に規定する交流センターの付属設備及び器具等使用料は、別表で定める額とする。

(使用料の減免)

第8条 条例第13条に規定する使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項に規定する使用料の減免を許可したときは、使用料減免許可書（様式第7号）を使用者に交付するものとする。

(使用料の還付請求)

第9条 条例第14条の規定による使用料の還付は、次のとおりとする。

(1) 条例第14条第1号に該当するとき 使用料の全額

(2) 条例第14条第2号に該当するとき（次に定める日までに使用の取消を教育委員会に申し出たときに限る。） 使用料の5割相当額

ア 市民ホール、楽屋及びスタッフルーム 使用開始の日前15日

イ アに掲げるもの以外 使用開始の日前7日

2 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書（様式第8号）を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、使用料の還付許可をしたときは、使用料還付許可書（様式第9号）を使用者に交付するものとする。

（使用者の守るべき事項）

第10条 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

（1）許可を受けた施設以外の施設には立ち入らないこと。

（2）許可を受けた設備以外の設備を使用しないこと。

（3）教育委員会の許可を受けないで施設内で寄附金の募集、物品の販売及び飲食物の提供等をしないこと。

（4）伝染病患者、めいてい者、凶器その他の危険物を携帯する者、犬その他の動物を伴う者その他施設内の秩序風俗を乱すおそれがあると認められる者を交流センター内へ入れないこと。

（5）火災及び盗難の発生防止に留意すること。

（6）許可を受けないで壁、柱等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。

（7）職員の指示に従うこと。

（入場者の守るべき事項）

第11条 交流センターへ入場する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

（1）所定の場所以外で飲食又は喫煙しないこと。

（2）火気の使用をしないこと。

（3）施設内を不潔にしないこと。

（4）騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

（5）所定の場所以外に立ち入らないこと。

（6）職員又は使用者の指示に反する行為をしないこと。

（破損等の届出）

第12条 使用者は、交流センター及びこれに付属する設備若しくは器具等（以下「施設等」という。）を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、破損等届出書（様式第10号）により直ちに教育委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。

（使用終了の届出）

第13条 使用者は、施設等の使用を終了したときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出て、その点検を受けなければならない。

（施設予約システムの利用）

第14条 条例に定める市民ホール等に係る使用の申請、許可その他の手続については、インターネット回線を通じた施設予約システムを利用して行うことができる。この場合において、これらの手続に係る必要な事項は別に定める。

（指定管理者による管理）

第15条 条例第5条に規定する場合にあっては、第2条から第10条まで、第12条及び第13条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、様式第1号から第10号までの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、境港市民交流センター条例（令和3年境港市条例第 号）附則に規定する規則で定める日から施行する。

別表（第7条関係）

付属設備及び器具等使用料

(単位 円)

種別	品名	単位	使用料	
ホール舞台設備	演台	1台	350	
	花台	1台	200	
	司会者台	1台	350	
	プログラムスタンド	1台	70	
	指揮者台	1台	200	
	指揮者用譜面台	1台	100	
	演奏者用譜面台	1台	50	
	平台	1枚	100	
	箱馬	1台	20	
	開き足	1台	50	
	金屏風	1双	1,050	
	緋毛氈	1枚	210	
	上敷	1枚	170	
	地絨	1枚	1,040	
	音響反射板	1式	3,300	
	国旗・市旗	1式	120	
	紗幕	1張	970	
	ヘイズマシン	1台	2,040	
	ホール照明設備	サスペンションスポットライト	1台	150
		シーリングスポットライト	1台	150
フロントサイドスポットライト		1台	150	
フライギャラリーライト		1台	150	
ピンスポットライト		1台	1,650	
ボーダーライト		1列	1,000	
ローアホリゾントライト		1列	1,090	
アッパーホリゾントライト		1列	1,100	
移動用スポットライト (1kw未満)		1台	160	
〃 (1kw以上)		1台	220	
ミラーボール		1台	550	
ゴボローテーター		1台	200	
種板		1個	100	
カラーフィルター		1枚	20	
ホール音響設備	拡声装置	1式	2,200	
	舞台袖音響卓	1台	300	
	移動型スピーカー	1式	550	
	フロアモニタスピーカー	1台	550	

	ワイヤレスマイク装置	1台	1,100
	ワイヤレスマイク	1本	520
	コンデンサマイク	1本	660
	ダイナミックマイク	1本	440
	マイクスタンド (床上)	1台	160
	マイクスタンド (卓上)	1台	120
	三点吊りマイク	1式	880
	音響関係回路	1回路	100
	CDプレーヤー	1台	550
	メモリー/CDレコーダー	1台	850
ホール映像設備	プロジェクター	1台	3,300
	BD/HDDレコーダー	1台	1,040
	ノートパソコン	1台	550
	スクリーン	1張	1,080
ホール各種設備	ピアノ (スタインウェイD-274)	1台	8,000
	ピアノ (ヤマハCF-ⅢS)	1台	4,000
	コントラバス用椅子	1脚	50
	スタッキング椅子	1脚	20
	ホワイトボード	1台	200
	電子レンジ	1台	100
	展示パネル	1枚	110
	冷蔵庫	1枚	100
	シャワー設備	1室	800
	白布	1枚	330
	案内板	1枚	50
	空気清浄機	1台	100
	電源使用料 (持込器具の場合)	1kw	100
会議室各種設備	音響ワゴン	1式	550
	演台 (小)	1台	410
	ワイヤレスアンプ	1台	330
	プロジェクター	1台	550
	スクリーン	1台	330
	タッチディスプレイ	1台	700
	空気清浄機	1台	100
リハーサル室各種設備	ピアノ (カワイSK-6)	1台	2,000
	ギターアンプ	1台・1h	100
	ベースアンプ	1台・1h	100
	移動式スピーカー	1台・1h	100
	ドラムセット	1台・1h	100

シンセサイザー

1台・1h

100

備考

- 1 付属設備及び器具等使用料は、1回の使用ごとに算定する。
- 2 ピアノの調律料及びクリーニング代等の費用は実費とする。

様式第1号（第2条関係）

使用許可申請書

年 月 日
 (※受付第 号)

教育委員会 様

住 所
 氏 名

次のとおり使用したいので申請します。

使用施設					入 場 料 有 ・ 無
使用内容					営 利・非営利
使用目的			入 場 予 定 人 日	1回につき 延	人 人
使用期間	年 月 日 (曜日)	時 分から	年 月 日 (曜日)	時 分まで	日間
会場の 責任者	住所 氏名		電話		
特別の 施設等					
※使 用 料	施設使用料	営利目的の 加 算 金	超過時間の 加 算 金	設 備 器 具 使 用 料	合 計
	円	円	円	円	円
※決 裁 欄					

(注) ※印欄は記入しないこと。

様式第2号（第3条関係）

使用許可書

年 月 日
 (許可 第 号)

様

教育委員会

印

次のとおり使用することを許可します。

使用施設						入 場 料	有	無
使用内容						営	利	非 営 利
使用目的						入 場 予 定 人 員	1 回 に つ き 人 延	
使用期間						年 月 日 (曜日)	時 分 から	日間
会場の責任者	住所 氏名					電話		
特別の施設等								
使用料	施設使用料	営利目的の 加 算 金	超過時間の 加 算 金	設備器具 使 用 料	合 計			
使用に付する 条 件								

使用取消し、変更申請

年 月 日

許 可

不許可

様式第3号（第5条関係）

使用変更許可申請書

年 月 日

教育委員会 様

住 所
氏 名

次のとおり使用の変更・取消を申請します。

許可年月 日 番 号	年 月 日 第 号										
許可を受 けた施設						内 容					
取消し又 は変更理											
変更内容	変 更 前					変 更 後					
※ 使 用 料	既 納 使 用 料					取 消 し 又 は 変更後の使用料		過 不 足 額 (△)			
	円					円		円			
※ 決 裁 欄											

(注) 使用許可書を添付のこと。

※印欄は記入しないこと。

様式第4号（第5条関係）

使用変更許可書

年 月 日

様

教育委員会

印

次のとおり使用の変更・取消を許可します。

許 可 年 月 日 号 番	年 月 日 第 号
使 用 内 容	
取 消 し 又 は 変 更 申 請 年 月 日	年 月 日
取 消 し 又 は 変 更 を す る 事 項 内 容	
変 更 ・ 取 消 理 由	
既 納 使 用 料	円
還 付 金	円

様式第5号（第6条関係）

使用許可取消通知書

年 月 日

様

教育委員会

印

次のとおり使用許可を取り消します。

使用許可番号 年月日番号	年 月 日 第 号
使用内容	
取消をする事項	
取消理由	
既納使用料	円
還付金	円

様式第6号（第8条関係）

使用料減免申請書

年 月 日

教育委員会 様

住 所
氏 名

次のとおり使用料の減免を申請します。

使用許可 年月日番号	年 月 日 第 号								
使用内容									
減免理由									
※ 使 用 料	使 用 料			減 免 額			減免後の額		
	円			円			円		
※ 決 裁 欄									

(注) 使用許可書を添付のこと。

※印欄は記入しないこと。

様式第7号（第8条関係）

使用料減免許可書

年 月 日

様

教育委員会

印

次のとおり使用料の減免を許可します。

使用許可番号 年月日番号	年 月 日 第 号
使用内容	
変更申請年月日 減免申請日	年 月 日
減免内容変更を する事項	
減免理由	
減免額	円
使用料	円

様式第8号（第9条関係）

使用料還付請求書

年 月 日

境港市長 様

住 所
氏 名

㊦

次のとおり使用料の還付を請求します。

許可年月日 番 号	年 月 日 第 号			
使用内容				
使用を取りやめた施設等				
使用を取りやめた理由				
還付金の内訳	種 別	既納使用料	還付割合	還付額
		円	%	円
		円	%	円
		円	%	円
		円	%	円
		円	%	円
	合 計	円	%	円
※ 決 裁 欄				

(注) ※印欄は記入しないこと。

様式第9号（第9条関係）

使用料還付許可書

年 月 日

様

教育委員会

印

次のとおり使用料の還付を許可します。

使用許可番号 年月日番号	年 月 日 第 号
使用内容	
変更申請年月 日 還付申請日	年 月 日
還付内容変更 をする事項	
還付理由	
還付額	円
使用料	円

様式第10号（第12条関係）

破損等届出書

年 月 日

教育委員会 様

住 所
氏 名

次のとおり施設等を毀損・汚損・滅失したので届け出ます。

使用許可番号 年月日番号	年 月 日 第 号								
使用内容									
破損内容									
原因									
※ 損害査定額	合計 円						※ 確認者		
※ 指示事項									
※ 決 裁 欄									

(注) ※印欄は記入しないこと。

議案第17号

境港市公民館運営審議会委員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第30条の規定により、別紙のとおり委嘱する。

令和3年3月24日 提出

境港市教育委員会

令和3年度 境港市公民館運営審議会委員一覧（任期：令和3年4月1日～令和4年3月31日）

	氏名	町名	備考
外江公民館	足立 かおる	清水町	—
	遠藤 由美	外江町	—
	柏木 雅昭	清水町	—
	片岡 千春	外江町	—
	栢本 博	外江町	—
	木下 誠一郎	外江町	—
	古徳 幹男	外江町	—
	佐々木 博行	外江町	—
	空野 高幸	外江町	—
	高梨 典子	外江町	—
	濱田 洋子	芝町	—
	藤原 誠	外江町	—
	松本 晶彦	外江町	—
	松本 和弘	外江町	—
	松尾 忠光	米川町	新
余子公民館	足立 勲	中野町	—
	阿部 紀樹	高松町	—
	井本 英	高松町	—
	小灘 俊朗	福定町	—
	柴田 秀樹	竹内町	—
	竹本 知男	中野町	—
	竹本 夏樹	中野町	—
	伊東 亜希子	竹内町	—
	林田 祐子	美保町	—
	中村 将人	上道町	新
	長谷川 伸	竹内町	—
	原口 翔也	美保町	—
	東 大介	竹内町	—
	武良 謙	高松町	—
	吉岡 裕恭	福定町	—

	氏名	町名	備考
上道公民館	足立 文子	上道町	—
	足立 のりこ	上道町	—
	遠藤 恵子	上道町	—
	奥村 敏彦	上道町	—
	内田 綾子	米子市米原	新
	榎野 豊	中野町	—
	駒井 朋子	上道町	—
	森田 泰弘	大山町西坪	新
	嶋川 咲子	上道町	—
	田林 真里子	上道町	—
	西原 実	上道町	—
	橋本 ゆかり	上道町	—
	平松 謙治	上道町	—
	福田 恵	上道町	—
	山田 幹夫	上道町	—
誠道公民館	岩本 信二	誠道町	—
	岡野 憲子	誠道町	—
	加納 章	誠道町	—
	工野 昌彦	誠道町	—
	小林 豊	誠道町	—
	佐藤 勝美	誠道町	—
	高松 紀行	誠道町	—
	中本 勝	誠道町	—
	樋本 清美	誠道町	—
	藤本 晋也	誠道町	—
	江角 尚子	誠道町	—
	八幡 明	米子市東福原	新

主 な 内 容

1 境港市公民館運営審議会委員の委嘱
異動等により新たに委員を委嘱する。

2 任期
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 根拠法令
社会教育法（抜粋）
（公民館運営審議会）

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（以下省略）

境港市公民館条例（抜粋）
（公民館運営審議会の委員）

第5条 公民館に公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、15人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし欠員の生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（以下省略）

境港市公民館運営審議会規則（抜粋）

第2条 審議会の委員の任務は、次のとおりとする。

（1）公民館長の諮問に応じ、調査審議する。

（2）公民館活動を推進する。

（3）その他必要な事項

（以下省略）

報 告 事 項

教育総務課

行事報告

2月25日(木)	境港市CS導入準備委員会(第二中校区)	保健相談センター健康相談室
3月1日(月)	境高等学校・境港総合技術高等学校卒業式 第三中学校区学校運営協議会	各高等学校 第三中学校
3月2日(火)	第一中学校区学校運営協議会	第一中学校
3月3日(水)	定例校長会	第一会議室
3月4日(木)	学校事務の共同実施連絡協議会	第一会議室
3月6日(土)	最終人事折衝・地教委内示(～7日)	白兔会館
3月9日(火)	県立高等学校一般入試(～10日)	各県立高等学校
3月11日(木)	臨時教育委員会(14:00～) 臨時校長会(15:00～) 校長内示(15:30～)	第一会議室 第一会議室 第一会議室
3月12日(金)	中学校卒業式 職員内示(16:00)	各中学校 各小中学校
3月15日(月)	県立高等学校一般入試追検査	各県立高等学校
3月18日(木)	県立高等学校合格発表	各県立高等学校
3月19日(金)	小学校卒業式	各小学校
3月23日(火)	境港市議会閉会	議場
3月24日(水)	小中学校修了式 教職員人事異動発表(県教委HP)	各小中学校

行事予定

3月25日(木)	教職員人事異動新聞発表 県立高等学校再募集・特別措置検査 小中学校学年末・学年始休業日(～小学校4/6・中学校4/7)	各県立高等学校 各小中学校
3月26日(金)	教育行政説明会(加配教員等説明会) 再募集・特別措置検査合格発表	米子市文化ホールメインホール 各県立高等学校
3月29日(月)	臨時校長会	第一会議室
3月31日(水)	退職校長辞令交付式 退職者辞令交付式 退職管理職辞令確認式 退職者辞令確認式	白兔会館 西部総合事務所講堂 市長室 第一会議室
4月1日(木)	新任管理職辞令交付式 新規採用者辞令交付式 臨時的任用者辞令交付式 非常勤講師辞令交付式 管外転入者市教委着任式 臨時的任用者市教委着任式・辞令確認式 非常勤講師市教委着任式・辞令確認式	米子市文化ホールメインホール 米子市文化ホールメインホール 米子コンベンションセンター 米子コンベンションセンター 第一会議室 〃 〃
4月2日(金)	再任用職員着任式・辞令確認式 拠点校指導教員着任式・辞令確認式 新規採用者着任式・辞令確認式 新任管理職着任式・辞令確認式	〃 〃 〃 〃
4月7日(水)	小学校始業式 県立高等学校入学式	市長室 各小学校 境高等学校・境港総合技術高等学校
4月8日(木)	小学校入学式・中学校始業式	各小中学校
4月9日(金)	中学校入学式	各中学校
4月14日(水)	校長教頭合同協議会	第一会議室
4月15日(木)	予算配当説明会 教務主任・生徒指導主事辞令交付式	第一会議室 第一会議室

報 告 事 項

生涯学習課

行 事 報 告

2月25日(木)	青少年育成研修会	保健相談センター
3月 1日(月)	ピアノコンクール実行委員会 予算委員会	第1会議室 議場
3月 3日(水)	定例公民館長会	保健相談センター
4日(木)	総務民協委員協議会	議場
14日(日)	シンフォニー少年少女合唱団定期演奏会・文化ホール 境港市ピアノコンクール受賞者コンサート	
22日(月)	日本海新聞ふるさと大賞表彰式	保健相談センター
23日(火)	地域学校協働本部運営委員会	保健相談センター

行 事 予 定

4月 1日(木)	辞令交付式	教育長室
7日(水)	定例公民館長会	保健相談センター
8日(木)	スポーツ推進委員協議会定例会	余子公民館
11日(日)	境港市ボッチャ大会	第2市民体育館
12日(月)	ピアノコンクール実行委員会	保健相談センター
18日(日)	県立博物館連携企画「カラフルトンネルで遊ぼう！」	渡体育館
24日(土)	市展連携企画子ども書道教室	上道公民館

そ の 他

4月 2日(金)	「角護展 60年の軌跡」(～12日)	米子市美術館
----------	--------------------	--------

報 告 事 項

境港市民図書館

1. 入館利用者の状況

(1) 令和3年2月の入館状況 () 内は最近3年間の平均値

開館日数	16	(16) 日	1日平均
入館者数	2,537	(2,930) 人	158.6 (178.7) 人

(2) 登録者数及び貸出利用者数

	新規登録者数	(累計)	貸出し利用者数
一 般	11	(7,661) 人	1,088 人
高校生	0	(432)	15
中学生	0	(642)	9
小学生	5	(3,536)	153
幼 児	6	(1,272)	91
小 計	22	(13,543)	1,356
団 体	0	(102)	62
合 計	22	(13,645)	1,418
	前月末	(13,623)	前年2月 (1,777)

(3) 図書貸出し状況

一般書	3,774 冊	団体貸	1,125 冊		
雑 誌	307	○学校図書室	362		
児童書	2,979	市内小学校	267		
オーディオビジュアル	0	市内中学校	93		
合 計	7,060	皆生養護学校	1		
		鳥取豊学校ひまわり分校	1		
		○その他の団体	763		
前々年 2月	6,522	県立図書館	1	保育園幼稚園等	48
前年 2月	7,643	市町村立図書館	55	子育て支援センター	184
3年間平均	7,075	中村元記念館	1	公民館	440
		市教委	4	自衛隊美保基地	30

2. 館内業務の状況

(1) 館報の発行 境港市民図書館だより 2月号

(2) 月例行事の開催

①「絵本とおはなしの部屋」	第1土曜日(6日)	14:00～	本館
②「絵本と紙芝居を楽しむ会」	第2土曜日(13日)	14:00～	本館
③「境港の古文書を読む会」	第2・4土曜日(13・27日)	10:00～	上道公
④「みんなで楽しく『万葉集』を読もう」	第1・3土曜日(6・20日)	14:00～	上道公
⑤「おしゃべりたんぽぽおはなし会」	第3土曜日(20日)	休館中のため中止	
⑥「読み聞かせ・かみしばい・英語」	第4土曜日(27日)	休館中のため中止	
⑦「大人のための英語の多読教室」	第4土曜日(27日)	休館中のため中止	

3. その他

資料整理期間(休館)	18日～27日	本館
市商工会議所との懇談会(教育長はじめ関係者)	17日	商工会議所